

安曇野市教育委員会訓令第 号

安曇野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成 20 年安曇野市教育委員会訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

第 2 条第 2 項を削る。

別表中「学齢児童」の前に「安曇野市児童生徒転入転出事務取扱規程(平成 17 年安曇野市教育委員会告示第 9 号)の規定の例により」を加え、同表に次のように加える。

家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開催に関すること。	健康福祉部長及び健康福祉部児童保育課の職員
-----------------------------------	-----------------------

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。